

事務連絡
令和元年 12 月 18 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）御中

厚生労働省 子ども家庭局 総務課
社会・援護局 福祉基盤課
社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
老健局 総務課

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う
社会福祉施設等への周知について（情報提供）

社会福祉施設等におけるレジオネラ症の防止については、「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策について」（社援施第 47 号平成 11 年 11 月 26 日）及び「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止マニュアルについて」（社援基第 33 号平成 13 年 9 月 11 日）によりお示しした「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき適切な管理を行うよう注意喚起しているところですが、今般、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生より別紙のとおり「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正について」（薬生衛発 1217 第 1 号令和元年 12 月 17 日）が発出されたところです。

つきましては、所管の社会福祉施設等に対し本マニュアルに基づき、引き続き循環式浴槽の適切な管理とレジオネラ症の発生の防止に万全を期すよう周知方お願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、管内市区町村にも本事務連絡の内容について周知されますようお願いいたします。